

令和 4 年度第 19 回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和 5 年 1 月 6 日

担当部・課：建設部道路課〔内線 5642〕

建設部都市計画課〔内線 5614〕

① 件 名
道路占用料、公共物使用料、公園占用使用料の改定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 国道における道路占用料は、道路法施行令で規定されており、占用料の額は、算定の基礎となる地価水準（固定資産税評価額）及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映した適切なものとするため、適宜見直しを行うものとされている。 今般、道路法施行令の一部を改正する政令が令和 4 年 1 月 2 日 14 日に公布され、国道における占用料の単価が令和 5 年 4 月 1 日から改定される。</p> <p>【目的】 本市の道路占用料について、市域内の国道占用料と整合性を図るため、道路法施行令による占用料に準拠し定めていることから、道路法施行令の改正に合わせて改定する。 また、公共物使用料及び公園占用使用料についても、道路法施行令による占用料の単価に準拠しているため、同様に改定する。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>1 道路占用料 【根拠法令】 道路法（昭和 27 年法律第 180 号） 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号） 道路法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 378 号） 石巻市道路占用料条例（平成 17 年条例第 264 号）</p> <p>2 公共物使用料 【根拠法令】 石巻市公共物管理条例（平成 17 年条例第 69 号）</p> <p>3 公園占用使用料 【根拠法令】 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号） 石巻市都市公園条例（平成 17 年条例第 262 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input type="checkbox"/>無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）					
令和4年12月 道路法施行令の一部を改正する政令公布（令和5年4月1日施行）					
⑤ 主な内容					
1 道路占用料					
○石巻市道路占用料条例の改正					
・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定					
・定率物件（食事施設、購買施設等）の率の改定					
2 公共物使用料					
○石巻市公共物管理条例の改正					
・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の単価の改定					
3 公園占用使用料					
○石巻市都市公園条例の改正					
・定額物件（ガス管、上下水道管等）の単価の改定					
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）					
【影響・効果】					
○改定に伴う比較表					
項目	R5歳入見込み額（円）		比較増減		備考
	改定前	改定後	金額（円）	率	
道路占用料	34,209,000	38,419,000	4,210,000	12.30%	電力柱:11,892本 NTT柱:9,779本
公共物使用料	9,493,000	9,657,350	164,350	1.73%	電力柱:1,695本 NTT柱:575本
公園占用使用料	1,642,000	1,642,000	0	0.00%	
計	45,344,000	49,718,350	4,374,350	9.63%	
○改定により令和5年度歳入見込み額において4,374千円（9.63%）の増額。					
⑦ 他の自治体の政策との比較検討					
県内の状況（道路占用料改定）					
令和5年4月1日施行予定：大崎市、登米市、東松島市、涌谷町					
未検討（これから検討する）：女川町					
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日					
令和5年2月 市議会第1回定例会に石巻市道路占用料条例、石巻市公共物管理条例及び石巻市都市公園条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和5年4月1日）					
⑨ その他					